



2026 年 7 月 24 日

各 位

会社名 株式会社アクセルスペースホールディングス
代表者名 代表取締役 中村 友哉
(コード番号：402A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 折原 大吾
(TEL. 03-6262-6105)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2026年8月26日開催予定の当社第7回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社は、事業基盤の強化・拡大に向け、当社のビジョン・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材の採用及び育成を重要な経営課題の一つと認識しております。今後は、人材の獲得競争のさらなる激化が見込まれることから、グローバルな人材市場において競争力のある報酬体系を整備するとともに、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブを付与することが重要であると考えております。

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、中長期的なグループ業績目標の達成及び中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与し、株主の皆様と価値・リスクをより一層共有することを目的として、対象取締役に対し、予め定める一定期間（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を事後交付する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して当社株式又は当社株式の割当のために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2024年10月15日開催の当社臨時株主総会において、当社の取締役の報酬等の総額は年額250百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の

事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の総額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等の総額を、各対象期間（業績評価期間中最初に開催される当社定時株主総会終了後から業績評価期間に属する当社の最終の事業年度に係る当社定時株主総会までの期間をいう。以下同じ。）につき 120 百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

（１）株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間の業績目標達成度等に応じて、①本制度に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに当社株式の割当を行う方法（以下、「無償交付方式」という。）、又は、②本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当を行う方法（以下、「現物出資方式」という。）のいずれかの方法で、当社株式を割当てることになります。

無償交付方式の場合、当社株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する本制度に関する報酬等の額を算出し、当該算出された本制度に関する報酬等の額が上記の総額の範囲内となるようにします。

現物出資方式の場合、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。

（２）割当てる株式の総数

本制度に基づき対象取締役に対して割当てる当社株式の総数 200,000 株を、各対象期間について割当てる当社株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

（３）交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

- 1 当社は、対象取締役の役位毎に設定した基準となる株式数、当社業績等に関わる評価指標及びその数値目標、並びにその達成率に応じた支給率の算定方法等について報酬諮問委員会への諮問及び答申を経て当社取締役会において決定します。
- 2 当社は、業績評価期間終了後、当該業績評価期間における評価指標の数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を決定します。
- 3 非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合もあります。
- 4 本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期と

し、本制度に基づいて当社取締役会が合理的に算定する数の当社株式を交付します。本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が、死亡により当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

- 5 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する数又は額の株式又は金銭を交付します。
- 6 対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合並びに一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて当社株式又は金銭は交付されません。

（ご参考）

当社は、本株主総会の終結の時以降、当社の執行役員に対し、上記業績連動型株式報酬と同様の業績連動型株式報酬を付与する予定であります。

以上